

第7版

C

平成28年熊本地震 被災者支援制度

(H28.12.1 現在の支援メニュー)

目次

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む 1

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備） 3

1-2-2 り災証明書の発行（農林水産業関係） 4

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給 5

2-1-2 日本財団による弔慰金の支給 6

2-1-3 災害義援金の支給 6

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給 7

2-3 地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給 8

2-3-2 日本財団による住宅損壊見舞金の支給 10

2-3-3 災害義援金の支給 10

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 被災者生活再建支援金の支給 (3-2-2) (3-4-1) 11

2-4-2 災害援護資金の貸付 (3-2-3) (3-4-2) 13

2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 (3-2-5) . . . 16

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣 17

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 被災住宅の応急修理 17

3-2-2 被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-4-1) 18

3-2-3 災害援護資金の貸付 (2-4-2) (3-4-2) 18

3-2-4 ひとり親家庭への貸付（住宅） (3-4-8) 19

3-2-5	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 (2-4-3)	20
3-2-6	補修工事 (見積書、契約、工事内容等) に関する相談	20
3-2-7	熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト	21

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1	被災した家屋等の解体・撤去	21
-------	---------------	----

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1	被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-2-2)	23
3-4-2	災害援護資金の貸付 (2-4-2) (3-2-3)	24
3-4-4	民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	24
	ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業	26
3-4-6	民間賃貸住宅の情報提供	27
3-4-7	建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除	28
3-4-8	ひとり親家庭への貸付 (住宅) (3-2-4)	29
3-4-9	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	30
3-4-10	災害ボランティアによる仮設住宅への引越し支援	32

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1	寝具その他生活必需品の支給	33
-------	---------------	----

4-2 ごみの処理について

4-2-1	地震災害ごみについて	35
-------	------------	----

4-4 福祉用具の再購入・再給付

4-4-1	介護保険 特定福祉用具の再購入 (5-5-3)	36
4-4-2	障がい者の福祉用具の再給付 (5-6-2)	37

4-5 生活に関することについて (相談窓口)

4-5-1	消費生活相談	38
4-5-2	こころの健康相談	38
4-5-5	被災者支援無料法律相談窓口	39
4-5-6	よりそいホットライン	40
4-5-7	熊本地震関連法律相談窓口	41

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1	個人市民税の減免	42
-------	----------	----

5-1-2	固定資産税の減免	44
5-1-3	市税の納税の猶予	46
5-1-4	軽自動車税の減免	46
5-2 証明書の交付手数料		
5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	47
5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	48
5-3 水道料金・下水道使用料等		
5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免等	49
5-3-2	農業集落排水処理施設使用料の減免等	50
5-4 医療費・保険料・年金		
5-4-1	国民健康保険料の減免	51
5-4-2	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	53
5-4-3	後期高齢者医療保険料の減免	55
5-4-4	後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	57
5-4-5	国民年金保険料の免除	60
5-4-6	熊本地震による予防接種費用の償還払いについて	61
5-5 高齢者福祉		
5-5-1	介護保険料の減免	62
5-5-2	介護保険サービス利用料の免除	64
5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入（4-4-1）	65
5-6 障がい者・児福祉		
5-6-1	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	65
5-6-2	障がい者の福祉用具の再給付（4-4-2）	66
5-6-3	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具 給付 事業の自己負担額の減額	66
5-6-4	障害福祉サービス等の自己負担額の免除	67
5-7 子育て・教育		
5-7-1	保育所等保育料の減免	68
5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	68
5-7-3	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	70
5-7-4	公立の児童育成クラブの利用者負担額の減額	71
5-7-5	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	71
5-7-6	市立幼稚園の保育料の減免	72
5-7-7	市立高等学校の授業料の減免	73

5-7-8	市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免	73
5-7-9	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限 月額減額	74
5-7-10	就学援助について	75
5-7-11	「国の教育ローン」の災害特例措置	75
5-7-12	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	77

5-8 電気料金等

5-8-1	電気料金等の特別措置について（九州電力）	78
-------	----------------------	----

5-9 その他

5-9-1	民事調停の申立手数料の特例措置	79
5-9-2	平成28年熊本地震における放送受信料の免除（NHK）	79

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1	熊本地震災害特別融資制度	81
6-1-2	平成28年熊本地震特別貸付	81
6-1-3	保健衛生事務に関する手数料の免除	83

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1	震災特例融資制度（農林漁業者向け）	86
-------	-------------------	----

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行

1-1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

熊本地震に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

住家のり災証明書とは、自然災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じたり災証明書を市が交付するものです。住家の被害の程度には「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」があります。※調査の結果、「無被害」となることもあります。

■お知らせ

- 熊本地震によるり災証明書（住家）が必要な方で申請がお済でない方は、お早めに手続きをお願いします。
- り災証明書の1次調査申請がお済の方で、発行案内が届いていない方（申請から1ヶ月以上）は、お住まいの区役所福祉課へご連絡ください。
- 集合住宅にお住まいで、既にり災証明書の交付を受けられた方のうち、集合住宅の認定結果がその後変更になった場合には、原則その結果が反映されます。お心当たりの方は、調査結果をお伝えしますので手元にり災証明書を準備のうえ、各区福祉課（※電話番号は右記参照）へお問合せください（回答は郵送による）。

対象となる方

- 住家（店舗兼住宅を含む）に被害を受けられた方
※カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
※持ち家に限らず、賃貸住宅でも申請が可能です。
※住民票によらず、実際に住んでいれば申請は可能です。
- 区分所有建物（マンション）の共用部分に被害を受けられた管理組合等

お手続き

《申請の流れ》

窓口で調査依頼



被害状況確認のため被害認定調査（1次調査）



調査後、後日窓口で交付（又は、お申出により2次調査を実施）

※遠方への避難等で窓口へお越しいただけない方は、申請窓口までお問い合わせください。

※被害の程度が少なく被害認定調査が不要である場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況を写した写真（データ可）又は修理の見積書等を申請窓口を持参いただくと、窓口で写真等を確認のうえ一部損壊のり災証明書を即日交付します。

■申請受付窓口

各区役所福祉課		各総合出張所			
中央区	096-328-2311	託麻	096-380-3111	天明	096-223-1111
東区	096-367-9127	河内	096-276-1111	幸田	096-378-0172
西区	096-329-5403	花園	096-359-1122	北部	096-245-2111
南区	096-357-4129	城南	0964-28-3111	清水	096-343-9161
北区	096-272-1118	飽田	096-227-1111		

※お住まいの区以外でも、り災証明書の申請ができます。

※受付時間は、申請手続きと発行手続きとで異なりますので、下記を参照ください。

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月曜～金曜（祝日除く）

■発行窓口

・各区役所

※ お住まいの区以外でも発行が可能です。

※ 発行対象者の方へは、発行準備が済んだ旨の通知が發送されます。

■発行受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

り災証明書受取時には、下記の書類等が必要です。

(1) り災証明書の発行について（お知らせ）

※り災証明書の発行準備が済んだ旨のお知らせ文です。

(2) 身分証明書（運転免許証、さくらカード、保険証など）

(3) 生活の本拠であったことが確認できる書類

※住民票の所在と、り災した住所が異なる場合に必要です。

(4) (1) に同封の申請書

※必要事項をご記入の上、ご持参ください。

1. り災証明書の発行

- (5) 代理人による申請の場合は委任状、代理人の身分を証明するもの
- (6) 管理規約及び総会の議事録等（区分所有建物の共用部分に被害を受けられた管理組合等）※管理組合の名称及び代表者氏名がわかるもの

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340
各申請受付窓口（2 ページ参照）

1-2 り災証明書の発行（事業者）

1-2-1 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

熊本地震に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等事業所及び事業用設備等に被害を受けられた方
※不動産事業者として賃貸物件（貸家、テナント含む）のオーナーも含む。
※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

お手続き

■申請窓口

商業金融課

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

- ・被害状況が分かる写真、地図及び印鑑を窓口にご持参ください。
※印鑑は認印で可。
※代理人が申請する場合は、申請者・代理人ともに印鑑が必要です。
※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。（A4用紙に何枚か印刷した形式でも可）
※被害の程度によっては、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

1-2-2 り災証明書の発行（農林水産業関係）

農業支援課、各農業振興課、水産振興センター

熊本地震に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

販売農家、漁家

※農業用の倉庫や納屋等については、次の2点をいずれも満たす方も対象となります。

- ・自ら農地を耕し、農産物を生産していること。
- ・申請する倉庫や納屋等に農業用の機械や資材等が確認できること。

※6月1日より対象者を拡大しています。

対象となる物

熊本地震により被害を受けた農水産業用施設・機械、農水産物、農地 等

お手続き

■申請窓口

農業支援課	096-328-2384	南農業振興課	096-357-4139
東農業振興課	096-367-9137	同 飽田天明分室	096-223-1114
西農業振興課	096-329-1158	同 城南分室	0964-28-3115
同 河内分室	096-276-1114	北農業振興課	096-272-1117
水産振興センター	096-311-4010	同 北部分室	096-245-2255

- ・被害状況が分かる写真（近景、全景）、地図及び印鑑（印鑑がなくても対応可）を窓口にご持参ください。

※代理人が証明書の申請及び受領を行う場合は、委任状、代理人の印鑑、身分証明書をお持ちください。

※現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

2. 経済的な支援

2-1 地震により死亡した方のご遺族への支援

2-1-1 災害弔慰金の支給

生活再建支援課 096-328-2972

地震により亡くなった方（審査委員会において、震災関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

熊本地震により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族

亡くなった方が生計維持者の場合 : 500万円

生計維持者以外 : 250万円

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・受領される方の身分証明書（運転免許証等）の写し
- ・受領される方名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

2-1-2 日本財団による弔慰金の支給

生活再建支援課 096-328-2972

日本財団が、熊本地震により亡くなった方のご遺族・ご親族に対して、一人あたり10万円の弔慰金を支給します。

対象となる方

熊本地震により亡くなった方（関連死も含む）のご遺族・ご親族

お手続き

詳細は、日本財団災害復興支援センター熊本本部（070-3623-9611）へお尋ねください。

2-1-3 災害義援金の支給

生活再建支援課 096-328-2972

平成28年熊本地震により亡くなった方のご遺族に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

平成28年熊本地震により亡くなった方のご遺族（災害弔慰金の支給対象の方）
※平成28年熊本地震により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方は、2-3-3をご覧ください。

■配分額

82万円（1次：22万円/2次：60万円） <H28.12.1現在>

※今後、追加配分を決定した場合は、市ホームページや報道を通じてお知らせします。

※すでにこの災害義援金の申請がお済みの方は、追加配分に対する新たな申請は不要です。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。

2. 経済的な支援

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの（すでに災害弔慰金を請求済みの場合）

- ・印鑑（認印可）

※申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能

http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

※すでに災害弔慰金を請求済みの場合は郵送での申請が可能

《郵送での申込先》

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1

熊本市生活再建支援課 義援金配分担当 宛

※災害弔慰金（2-1-1）を事前又は同時に請求していただく必要があります。同時に申請される際は、災害弔慰金の請求に必要な書類を併せてご準備ください。

2-2 地震により障がいが残った方への支援

2-2-1 災害障害見舞金の支給

生活再建支援課 096-328-2972

地震により心身に重度の障がいを受けた方（審査委員会において、震災との関連性が認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

地震により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両目が失明したもの

- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したものの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したものの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したものの
- ⑨ 精神又は身体の障がいを重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの

上記の障がいを受けた方が 生計維持者 : 250万円
生計維持者以外 : 125万円

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

※ 対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。まずは窓口または電話にてお問い合わせください。

2-3 地震により重傷を負った方

住家に被害を受けた方への支援

2-3-1 災害見舞金の支給

生活再建支援課 096-328-2972

地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

地震により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

2. 経済的な支援

災害により1ヶ月以上の重傷を負った方 : 3万円

住家の全壊、全焼又は流出 : 5万円

住家の大規模半壊、半壊又は半焼 : 3万円

※ 2-1-1 災害弔慰金及び2-2-1 災害障害見舞金の支給を受けられた方は対象となりません。

※ 「重傷を負った方」は、平成28年熊本地震による直接的なけがをされた方が対象となります。

お手続き

■申請窓口

〈総合相談窓口（地域支え合いセンター内）〉

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

〈重傷の場合〉※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて、今回の地震による直接的な負傷が分からない場合）
- ・住民票（世帯全員分、本籍・続柄記載のもの。写し可。）
- ・申請者名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可）

〈住家の全壊等の場合〉※申請者は世帯主となります。

- ・り災証明書（写し可）
- ・住民票（世帯全員分、本籍・続柄記載のもの。写し可。）
- ・申請者名義の通帳の写し
- ・印鑑（認印可）

※ 住民票の住所とり災した住所が異なる場合は、り災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（水道・電気等の料金明細書等）が必要です。

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

2-3-2 日本財団による住宅損壊見舞金の支給

生活再建支援課 096-328-2972

日本財団が、熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、一世帯あたり20万円の住宅損壊見舞金を支給し、生活の再建を支援します。

対象となる方

- ・住宅が「全壊（全焼）」した世帯
- ・住宅が「大規模半壊（半焼）」した世帯
- ※ 貸家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象になります。
- ※ 住宅が「半壊」「一部損壊」した世帯に関しては、対象となりません。
- ※ 非住家や事業所は対象となりません。

お手続き

総合相談窓口来所時に、申請書を対象者の方にお渡しします。日本財団へ郵送等でご提出ください。

2-3-3 災害義援金の支給

生活再建支援課 096-328-2972

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

平成28年熊本地震により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方（災害障害見舞金又は災害見舞金の対象となる方）

■配分額<H28.12.1 現在>

	第1次	第2次	合計
重傷を負った方	2万2千円	6万円	8万2千円
住家の全壊	22万円	60万円	82万円
住家の大規模半壊	11万円	30万円	41万円
住家の半壊			

2. 経済的な支援

- ※ 今後、追加配分を決定した場合は、市ホームページや報道を通じてお知らせします。
- ※ すでにこの災害義援金の申請がお済みの方は、追加配分に対する新たな申請は不要です。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。

お手続き

■申請窓口

〈総合相談窓口（地域支え合いセンター内）〉

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの（すでに災害見舞金等を請求済みの場合）

- ・印鑑（認印可）

※ 申請書は、窓口にて配布するほか、市ホームページよりダウンロード可能
http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=12828&class_set_id=2&class_id=2441

※ すでに災害見舞金等を請求済みの場合は郵送での申請が可能

〈郵送での申込先〉

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1

熊本市生活再建支援課 義援金配分担当 宛

※災害障害見舞金（2-2-1）又は災害見舞金（2-3-1）を事前又は同時に請求していただく必要があります。同時に申請される際は、災害見舞金等の請求に必要な書類を併せてご準備ください。

2-4 生活資金や生活再建の資金に関する支援

2-4-1 被災者生活再建支援金の支給（3-2-2）（3-4-1）

生活再建支援課 096-328-2972

地震により住宅が全壊（大規模半壊）の被害を受けられた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対象となる方

- ① 住宅が全壊の被害を受けられた世帯
- ② 住宅が大規模半壊の被害を受けられた世帯
- ③ 住宅が半壊（大規模半壊を含む）の被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむをえない事由により、解体をした世帯（全壊扱いとなります。）
- ④ 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむをえない理由で解体をした世帯（全壊扱いとなります。）

■支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員 世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身 世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

※加算支援金の申請にあたっては、再建方法の確認のため、購入時の契約書、補修工事の契約書等が必要です。

※加算支援金（賃貸）は、公営住宅、民間借上げ住宅、仮設住宅への入居は対象となりません。

お手続き

■申請窓口

≪総合相談窓口（地域支え合いセンター内）≫

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

2. 経済的な支援

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請期限

①基礎支援金：平成30年5月13日まで

②加算支援金：平成31年5月13日まで

※ ①基礎支援金の申請期限が、延長されました。

■必要なもの

		全壊	全壊		大規模 半壊
			半壊 により解体	敷地被害 により解体	
基礎支援金	① り災証明書（原本）	○	○	○	○
	② 滅失登記簿謄本（原本）		○	○	
	敷地被害証明書類（コピー可）			○	
	③ 住民票（原本） ※世帯全員分、続柄・本籍記載のもの。	○	○	○	○
	④ 預金通帳の写し ※「よみがな」が記載されている部分	○	○	○	○
加算支援金	⑤ 契約書等の写し	○	○	○	○

※ 対象の③及び④に該当し、住宅を解体した場合には、そのことを証明する法務局発行の「滅失登記簿謄本」（閉鎖事項証明書）が必要です。（公費解体を利用の場合は、熊本市が発行する「被災家屋等の解体・撤去完了通知書」でも可）敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類（敷地の修復工事の契約書など）が必要です。

※ 住民票の住所とり災した住所が異なる場合は、り災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（水道・電気等の料金明細等）が必要です。

※ その他必要な申請書等は窓口にて配布します。

2-4-2 災害援護資金の貸付 (3-2-3) (3-4-2)

生活再建支援課 096-328-2972

地震により世帯主が負傷した場合、住居や家財に損害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。

対象となる方

- 世帯主が重傷を負った場合（療養期間がおおむね1ヶ月以上）
- 住居が半壊、大規模半壊、全壊した場合
- 家財に損害があった場合（1/3以上）

■貸付限度額

貸付区分		貸付限度額
(1) 世帯主が負傷した場合（療養に1ヶ月以上かかること）	(ア) 家財、住居とも損害がない場合	150万円
(2) 世帯主が負傷した場合（療養に1ヶ月以上かかること）	(ア) 家財の損害が1/3以上	250万円
	(イ) 住居が半壊した場合	270万円 ※(350万円)
	(ウ) 住居が全壊した場合	350万円
(3) 世帯主が負傷しなかった場合（療養に約1ヶ月かからない場合も含む）	(ア) 家財の損害が1/3以上	150万円
	(イ) 住居が半壊した場合	170万円 ※(250万円)
	(ウ) 住居が全壊した場合（工の場合を除く）	250万円 ※(350万円)
	(エ) 住居の全体が滅失等	350万円

※ 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、（ ）内の金額が貸付限度額となります。

※ 住居とは、原則自己所有のものを指します。ただし、全壊して引き続き居住できなくなった場合は、賃貸住宅でも対象となります。

■貸付条件

利率：年3%（据置期間中は無利子）

償還期間：10年（据置期間含む）

据置期間：3年

☆連帯保証人が必要です。

■受付期間

平成29年3月31日まで

（病気等のやむを得ない理由により同日までに申請ができなかった場合は、その理由がやんだ日から14日を経過する日又は平成29年9月30日のいずれか早い日までに限り、申請を受け付けます。）

2. 経済的な支援

■所得制限

世帯人員の平成26年分の所得金額の合計

(平成27年度市県民税「所得・課税」証明書)

- ・1人：220万円
- ・2人：430万円
- ・3人：620万円
- ・4人：730万円
- ・5人以上：1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とします。

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

《全ての申請に共通するもの》

- ・市県民税「所得・課税」証明書（世帯全員分、連帯保証人分。写し可。）
 - 世帯全員分（平成27年度（平成26年分）・・・1号様式）
 - 連帯保証人分（平成28年度（平成27年分）・・・4号様式）
- ・住民票（世帯全員分、本籍・続柄記載のもの。写し可。）
- ・窓口に来られる方の身分証明書（免許証、保険証等）
- ・印鑑（認印可）

《負傷の場合》（上記に加えて）

- ・医師の診断書（療養期間記載のもの）
- ・申立書（診断書にて、今回の地震による直接的な負傷が分からない場合）

《住宅損壊（半壊以上）の場合》（上記に加えて）

- ・り災証明書（写し可）
- ・申立書（被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合や滅失等、特別の事情がある場合など）

※その他必要な申請書等は窓口にて配布します。

2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付（3-2-5）

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 096-322-2331

生活福祉資金の福祉費とは、低所得世帯（※1）や障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療育又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）に対して、日常生活を送るうえで一時的に必要な経費として貸付ける資金です。

今回の熊本地震で被災された皆様の「住宅の補修」や「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」について、特例的に償還期間（返済の期間）等を延長してお貸しします。

※1 熊本地震を起因として勤務先の休廃業等により低所得となった場合を含みます。

貸付内容

- 貸付限度額
 - ①住宅の補修・保全等のための資金250万円以内
 - ②災害を受けたことにより臨時に必要な経費150万円以内
（家具什器の買い替えや外壁、納屋の補修など（生活費は除く））
- 据置期間
貸付の日から2年以内
- 償還期間
据置期間終了後20年以内
- 連帯保証人
原則として1人必要（いない場合も借入申請は可能です。）
- 貸付利子
無利子（連帯保証人ありの場合）又は1.5%（連帯保証人なしの場合）

お手続き

■相談窓口

居住する地区の民生委員 または 市町村の社会福祉協議会

※ この資金は、世帯の安定を図ることを目的としていますので、申込から返済が終了するまで、お住まいの地域の民生委員が相談、援助活動を行います。

■申請に必要なもの

- ・住民票謄本（全部記載）
 - ・平成27年分所得・課税証明書（所得証明書及び課税証明書）
 - ・り災証明書
 - ・その他、社会福祉協議会が審査のために求める書類
- ※ 住宅計画書や見積書など、資金の用途により提出していただく書類が異なりますので、市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

■お問合せ先

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 096-322-2331

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 住まいの中を片付けたい

3-1-1 災害ボランティアの派遣

平成28年10月31日をもって、受付を終了いたしました。

今後は、通常のボランティア・市民活動センターとして、ボランティア支援活動を行ってまいります。お困りごとがありましたら、熊本市社会福祉協議会までご相談ください。

■お問合せ先

熊本市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
096-288-2748

3-2 住まいを補修したい・修理したい

3-2-1 被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理ダイヤル 096-328-2118

地震により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の日常生活に必要な最小限度の部分について、申込者が選定した業者に市が依頼し、一定の範囲内（修理限度額 57 万 6 千円）で応急的に修理します。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす世帯が対象

- ①災害により住宅が半壊または大規模半壊の被害を受けたこと
※ 全壊の場合でも応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象。
- ②災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む）を利用しないこと
- ③自ら修理する資力がないこと（半壊の方）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

※ 借家等（賃貸マンション、賃貸アパート含む）は原則として応急修理の対象になりません。

■対象範囲

住宅の屋根・壁、建具、配管・配線、衛生設備など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分

お手続き

■受付窓口

市役所 14 階大ホール

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申込期限

平成 29 年 4 月 13 日（木） ※工事完了期限については未定です。

■必要なもの

- ・ 応急修理申込書
- ・ 修理見積書（2号様式）
- ・ 被害状況が確認できる写真
- ・ り災証明書（住家）※写し可
- ・ 住民票（原本、世帯全員）
- ・ 資力に関する申出書 ※半壊の方
- ・ 申込者の印鑑
- ・ 誓約書（修理業者様の印があるもの）

3-2-2 被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-4-1)

「[2-4-1 被災者生活再建支援金の支給](#)」を参照

3-2-3 災害援護資金の貸付 (2-4-2) (3-4-2)

「[2-4-2 災害援護資金の貸付](#)」を参照

3-2-4 ひとり親家庭への貸付（住宅） （3-4-8）

熊本市母子父子相談室 各区保健子ども課

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- 原則、連帯保証人が1名以上です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- 当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

※ただし、住家が地震により全壊または半壊した方については、申請書類にり災証明書を添付のうえ、申請されますと200万円までの貸付が可能です。

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

■申請期限

平成29年4月30日まで

※り災証明書添付による限度額の特例以外の貸付については申請期限なし。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）

096-385-1228

熊本市中央区水前寺 4 丁目 47-50 (熊本市母子・父子福祉センター内)

各区保健子ども課 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※土日・祝日休み)

中央区保健子ども課	096-328-2421
東区保健子ども課	096-367-9130
西区保健子ども課	096-329-6838
南区保健子ども課	096-357-4135
北区保健子ども課	096-272-1104

3-2-5 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 (2-4-3)

[「2-4-3 社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付」](#)を参照

3-2-6 補修工事 (見積書、契約、工事内容等) に関する相談

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル(公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)では、補修工事(見積書、契約、工事内容等)などについて、1級建築士である相談員が相談を受け付けています。(無料)

また、被災分譲マンションについての弁護士・建築士による専門家相談も受け付けています。(無料)

お問合せ先

0570-016-100 【午前 10 時～午後 5 時 (土、日、祝日を除く)】

※市内料金で通話できます

ホームページ

■公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

<http://www.chord.or.jp/>

3-2-7 熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、①一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会、②一般社団法人 住宅生産団体連合会及び③登録住宅リフォーム事業者団体がそれぞれとりまとめた 被災した住宅の補修工事に対応できる可能性のある事業者の一覧表をホームページに公開しております。

ホームページ

■熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト

<http://www.chord.or.jp/hosyu/index.php>

3-3 危険なので家屋等を解体・撤去したい

3-3-1 被災した家屋等の解体・撤去

震災廃棄物対策課 096-328-2976

被災家屋解体ダイヤル 0120-946-153

個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって、解体・撤去を行います。

市では、災害廃棄物処理実行計画に掲げる解体撤去から解体ガレキの処分に至るまで、平成30年3月までの完了を少しでも前倒しできるように、解体作業の迅速化を図ってまいります。

対象となる方

- ・り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等の所有者
 - ・平成28年4月16日時点（本震発生当時）の当該被災家屋の所有者
- ただし、平成28年4月16日以降に、所有者が死亡した場合などやむを得ない事情のある方はご相談ください。

※「家屋等」にはアパートなどの貸家や中小企業者が所有する事業所等も含まれます。

※所有者が解体業者等と契約する必要はありません。

※「中小企業が所有する事業所等」とは、中小企業基本法に定める中小企業者等（こ

れに準じる公益法人等を含む）が所有する事業所やマンション等をいいます。

お手続き

(1) 予約券の配付

平成28年10月31日をもって、予約券の配付を終了しました。

※ 解体・撤去を申請するためには事前の予約が必要ですが、遠方にお住まいや、り災証明書がまだ発行されていないなどの諸事情により、予約券を取得されていない方は、震災廃棄物対策課へご相談ください。

(2) 解体・撤去申請受付

被災した家屋などの解体・撤去申請（公費解体）及び自費で解体・撤去した家屋の償還申請（自費解体）には、受付期限があります。

■申請期限

公費解体：平成29年3月31日（金）

自費解体：平成28年12月28日（水）

※ 申請日に必要書類が揃わず再提出となられた方は上記の申請期限内に再提出してください。

※ 自費解体で、申請日までに解体（支払いを含む）が終わらない方は、震災廃棄物対策課へご相談ください。

■申請受付日

予約券に記載された日時

■申請窓口

市役所 14 階大ホール

■必要なもの

- ・ 事前配付の予約券
- ・ 依頼書（予約券配付と同時に配付）
- ・ り災証明書（原本）
- ・ 印鑑（実印） 等

すでに解体を行った被災家屋等の解体・撤去費用について

すでに解体を行った被災家屋等の申請も、上記の日程で受け付けます。

※ 自費解体の申請にも予約券が必要です。

3. 住まいの確保・再建のための支援

ただし、申請受付開始日（平成 28 年 6 月 22 日）以降の契約は、本制度の対象外となります。

対象となる方

り災証明書で半壊以上の被害と判定された家屋等を解体・撤去され、支払いまで終わられた方。

ただし、制度の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用の全額を市が負担できるとは限りません。

市の基準を超える場合には、超過分は所有者負担となります。

熊本市での解体・撤去申請受付開始前に解体された場合（契約された場合）には、次の関係書類等の保管をお願いします。

※申請日までに解体（支払いを含む）が終わらない方は、震災廃棄物対策課へご相談ください。

■必要なもの

- ① 解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ② 解体工事にかかる契約書、内訳書、見積書、領収証
- ③ ごみの処分先などがわかる以下の伝票のうちいずれか
 - ・マニフェスト（産業廃棄物管理票）：民間処分業者に搬入する際に解体業者が使用する伝票です。
 - ・計量伝票：市の処分施設に搬入する際に解体業者が使用する伝票です。
 - ・解体廃棄物搬入書：市が指定する仮置場及び市が指定する民間処分業者に搬入する際に解体業者が使用するものです。

※③は、解体した家屋のガレキを処分した時期、場所によって発行される伝票が異なります。発行された伝票については、解体ガレキを処分した業者にご相談ください。

3-4 新しい住まいに建て替え・取得・入居したい

3-4-1 被災者生活再建支援金の支給 (2-4-1) (3-2-2)

「[2-4-1 被災者生活再建支援金の支給](#)」を参照

3-4-2 災害援護資金の貸付 (2-4-2) (3-2-3)

[「2-4-2 災害援護資金の貸付」](#)を参照

3-4-4 民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供

建築政策課 096-328-2438

地震により、住家が全壊又は大規模半壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、みなし応急仮設住宅として民間賃貸住宅を熊本市が借上げます。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方（世帯）が対象

- ①震災時に熊本市に住所を有すること
- ②住居が全壊又は大規模半壊により居住する住居がないこと
- ③自らの資力で住居を確保することができないこと
- ④災害救助法に基づく応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理を利用していないこと

※半壊の方で、下記に該当する方は対象となります。

- ・生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体、撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ・住み続けることが危険な程度の傷みに伴い、自らの住宅に居住できない方

※全壊又は大規模半壊以外の方で、二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがあるなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方も対象となる場合があります。

■借上げ住宅の条件 ※物件については、申請者で探していただきます。

以下の要件をすべて満たすこと

- ①貸主からの同意を得ているもの
- ②管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- ③家賃が1箇月あたり6万円以下（4人まで）であること
世帯員が5名以上（乳幼児除く）の場合には9万円以下

※ただし、対象世帯が4人以下であり、特別の事情がある場合には、この限りでない。

3. 住まいの確保・再建のための支援

■入居期間

最長2年間

お手続き

■申請窓口

市役所 14 階大ホール

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・ 申込書
- ・ 申込書別紙 ※半壊の方
- ・ り災証明書（住家）※写し可
- ・ 住民票（世帯全員）

■費用負担

《市の負担》

- ・ 家賃
- ・ 礼金（家賃の1ヶ月分を限度）
- ・ 仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分を限度）
- ・ 退去修繕負担金（家賃の2ヶ月分を限度）
- ・ 火災保険等損害保険料（市が加入します。）

《入居者負担》

- ・ 光熱水費
- ・ 管理費
- ・ 共益費
- ・ 駐車場費
- ・ 自治会費
- ・ 退去時の修繕費が退去修繕負担金を上回る場合の不足額

ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業

営繕課 096-328-2573

設備課 096-328-2450

生業（畜産業、農業等）上の理由により自宅を離れることができない方に対し、ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業を行っています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たす方（世帯）が対象

- ①災害により住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたこと
- ②生業（畜産業、農業等）上の理由により自宅を離れることができないこと
- ③自らの資力では住居を確保できないこと
- ④災害救助法に基づく応急修理制度、民間賃貸借上制度、応急仮設住宅制度を利用していないこと

※半壊の方で、下記に該当する方は対象となります。

- ・生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方
- ・住み続けることが危険な程度の傷みに伴い、自らの住宅に居住できない方（修理等により一時的に当該住居に居住できない場合は対象となりません）

■対象となるユニットハウス・コンテナハウス等

以下の要件をすべて満たすこと

- ①貸主からの同意を得ているもの
- ②熊本市と貸主及び入居申込者との間で賃貸借契約を締結した上で提供されるものであること
- ③被災住宅と同一敷地内に設置されること
- ④設置する敷地が入居申込者（世帯）の所有地である、または、敷地所有者の同意があること
- ⑤ユニットハウス等の延べ床面積が、30平方メートル以下であること
- ⑥建築基準法その他の法令において適法なものであること

※ 購入したユニットハウスは補助の対象にはなりません。

※ ユニットハウス等については、申請者で探していただきます。

■入居期間

最長2年間

3. 住まいの確保・再建のための支援

お手続き

■申請窓口

市役所 9 階 営繕課・設備課

■必要なもの

- ・ 申込書
- ・ り災証明書（住家）※写し可
- ・ 設置予定敷地の写真
- ・ 生業（なりわい）に関する申出書
- ・ 住民票（世帯全員）※写し不可

■費用負担

〈市の負担〉

- ・ 家賃（1 ヶ月あたり 3 万円を限度）
- ・ 設置・撤去費（15 万円を限度）
- ・ 建築基準法その他の事務手続き費用（10 万円を限度）

〈入居者負担〉

その他の費用

（例）

- ・ 申込者が必要に応じて備え付ける付帯設備（トイレ、風呂、キッチン、エアコン、照明、カーテン等）の設置費及び賃借料
- ・ 光熱水費

お問合せ先

営繕課：096-328-2573

設備課：096-328-2450

3-4-6 民間賃貸住宅の情報提供

民間賃貸住宅相談窓口 096-312-0524

（県内不動産団体により運営）

民間賃貸住宅の情報提供を行っています。

相談窓口

民間賃貸住宅相談窓口 096-312-0524

（土日祝日を除く午前 10 時～午後 5 時）

3-4-7 建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除

建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

災害により滅失した又は破損した建築物等をり災後1年以内に建築する場合に建築確認申請等の手数料を免除します。

※ 熊本市へ申請される場合のみが対象です。

対象となる建築物等

- 建築物
- 建築設備
- 工作物

対象となる申請等

- 確認申請
- 中間検査・完了検査申請
- 建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可申請
- 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可申請

お手続き

■申請窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■必要なもの

- 手数料免除申請書（申請者の押印が必要です。）
- り災証明書の写し

開発許可申請等に係る手数料免除

開発景観課 096-328-2507

熊本地震によって被災した建築物等の移転又は建替等を行うにあたって、開発許

3. 住まいの確保・再建のための支援

可等又は宅地造成に関する工事の許可に係る申請を熊本地震発生から1年以内にする場合、当該申請に係る手数料を免除します。

対象となる方

今回の地震による建築物のり災証明書の発行を受けた者で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う者

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
※ 非自己用を除く。
- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）
- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- ④ 宅地造成工事許可申請手数料（宅地造成等規制法第8条）

お手続き

■申請窓口

開発景観課 096-328-2507

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※ 手数料免除申請書は本市ホームページに掲載しております。

3-4-8 ひとり親家庭への貸付（住宅） （3-2-4）

[「3-2-4 ひとり親家庭への貸付（住宅）」](#)を参照

3-4-9 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談

住宅金融支援機構

この度の災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、ご自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修する方を対象として、住宅金融支援機構が融資に関する相談窓口を設置しています。

対象となる方

この度の災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、ご自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修予定の方

- ◆建設・購入の場合：住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」が交付されている方（「一部損壊」を除きます。）
- ◆補修の場合：住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」が交付されている方（「一部損壊」を含みます。）

相談窓口

- ◆住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）

0120-086-353（通話料無料）

※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します。

（受付時間：午前9時～午後5時 祝日及び年末年始を除きます。）

- ◆市役所 14 階、各区役所でも相談を受け付けております。

【開設日】

市役所 14 階大ホール：月～金曜日（祝日除く）

東区役所：月・火曜日（祝日除く）

南区役所：木・金曜日（祝日除く）

【受付時間】

午前 10 時～午後 4 時

災害復興住宅融資の概要

■融資金利【平成 28 年 5 月 26 日現在】

- ◆建設・購入の場合

基本融資額	年	0.39%
特例加算額	年	1.29%

3. 住まいの確保・再建のための支援

◆補修の場合 年 0.39%

※ お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利」です。

※ 融資金利は毎月更新されます。融資金利の詳細及び最新金利は、お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）でご確認ください。

■融資限度額

◆建設の場合

基本融資額（建設資金）1,650万円＋特例加算額 510万円

※土地取得資金を融資できる場合があります。

◆補修の場合

730万円（引方移転または整地を伴う場合は＋440万円）

※ 各所要額（建設費・補修費等）が上記の金額よりも低い場合は、各所要額が限度となります（10万円以上・10万円単位）。

■ご利用いただくためには

地方公共団体が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。

- ◆ 建設・購入の場合：住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」が交付されている方（「一部損壊」を除きます。）
- ◆ 補修の場合：住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」が交付されている方（「一部損壊」を含みます。）

※ このお知らせでは、災害復興住宅融資の概要をご案内しています。

融資制度の詳細は、お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問合せいただくか、インターネットをご覧いただける方は住宅金融支援機構ホームページ（<http://www.jhf.go.jp/>）でご確認ください。

住宅金融支援機構のホームページでご確認ください。

http://www.jhf.go.jp/topics/saigai_20160414.html

3-4-10 災害ボランティアによる仮設住宅への引越し支援

平成28年10月31日をもって、受付を終了いたしました。

今後は、通常のボランティア・市民活動センターとして、ボランティア支援活動を行ってまいります。お困りごとがありましたら、熊本市社会福祉協議会までご相談ください。

■お問合せ先

熊本市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
096-288-2748

4. 生活面への支援

4-1 生活必需品等の支給

4-1-1 寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

今回の地震で被災された方に、寝具その他生活必需品の支給を行います。

※ 寝具その他生活必需品の支給の申請受付は、平成 29 年 1 月 31 日をもって終了いたします。

■支給基準額（支給の上限）

家屋の被災状況及び世帯人員数により、支給基準（上限額）が異なります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごとに加算
全壊	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
半壊	6,000円	8,100円	12,100円	14,700円	18,600円	2,600円

※ 大規模半壊は半壊に含みます。

■支給品一覧

品名	金額	品名	金額
寝具(敷き布団、掛け布団等 6点シングルセット)	6,000円	タオルケット	1,590円
男性トランクス(1枚入)M・L・LL	400円	男性トランクス(2枚入)M・L・LL	660円
女性ショーツ(1枚入)M・L・LL	420円	女性ショーツ(2枚入)M・L・LL	650円
タオル(5枚入り)	520円	男性靴下(1足)	310円
女性靴下(1足)	310円	箱ティッシュ(5ヶ入)	250円
トイレットペーパー(12ロール)	310円	子供用紙おむつ※パンツタイプ S・M・L	1,100円
子供用紙おむつ※テープタイプ S・M・L	1,430円	大人用紙おむつ※パンツタイプ M(M-L)・L(L-LL)	1,350円
大人用紙おむつ※テープタイプ M(M-L)・L(L-LL)	2,040円	フライパン(26cm)IH対応	800円
包丁	850円	まな板	540円

品名	金額	品名	金額
バケツ (8L)	360 円	箸	100 円
やかん (2.3L) IH 対応	900 円	茶碗	300 円
両手鍋 (20cm) IH 対応	1,490 円		

対象となる方

住家の全壊、半壊により、生活上必要な寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方。

お手続き

■申請窓口

《総合相談窓口（地域支え合いセンター内）》

中央区役所（市役所14階） 096-328-2105

東区役所 096-367-9267 西区役所 096-329-2829

南区役所 096-357-4757 北区役所 096-272-1972

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・り災証明書（住家）※写しで可
- ・申請書
- ・委任状及び代理人の身分を証明するもの（代理人が別世帯の場合）

■お届け方法

- ・申請後、現物を配送いたします。

※ 現在、生活必需品の在庫の状況などにより、申込から配達まで3ヶ月ほどかかっております。また、申請が混み合う場合は、上記の期間よりお時間がかかる場合がありますので、ご了承下さい。

4-2 ごみの処理について

4-2-1 地震災害ごみについて

廃棄物計画課 096-328-2359

地震災害ごみの特別収集について

地震災害ごみのごみステーション収集は、平成28年6月30日（木）をもって終了しました。7月1日（金）から、家庭ごみ・資源収集カレンダー通りの通常収集となりましたので、ごみ出しのルールを守り、決まったごみを、決まった日に、決まった場所にお出してください。

なお、避難所や市外等での避難生活によって、地震災害ごみを出すことができなかった方やブロック・瓦をごみステーションに出すことができなかった方への戸別収集は、12月28日（水）をもって、受付を終了いたします。出す予定がある方はお早めに廃棄物計画課までご連絡ください。

地震災害ごみの直接搬入について

地震災害ごみを直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる地震災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

地震災害ごみの種別	持ち込み先	住 所	電話	受入時間
燃えるもの (例:木製の家具類、プラスチック類、木くず等)	東部環境工場	東区戸島町2570番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西区城山薬師2丁目12-1	329-0900	
燃えないもの(例:ブロック、瓦、ガラス、陶磁器等)	扇田環境センター	北区貢町1567番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

申請先

廃棄物計画課、各区まちづくり推進課

お手続き

- 被災者本人が免除手続きをする場合
⇒ り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真、被災者本人の印鑑
- 収集運搬業者等に手続きの代行を依頼する場合
⇒ り災証明書（コピー）またはり災状況が分かる写真、印鑑（業者のもの）、委任状

- ※ 搬入車両の車番と各施設への搬入回数を受付時にお聞きしますので、必ず控えてお越してください。

4-4 福祉用具の再購入・再給付

4-4-1 介護保険 特定福祉用具の再購入 (5-5-3)

高齢介護福祉課
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった特定福祉用具の再購入費用の9割（または8割）を支給します。

対象となる方

今回の地震により、以前介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方。

- ※ 購入の前に事前申請が必要です。以前購入した事業所に相談いただくか、下記【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

高齢介護福祉課	096-328-2347
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

対象の福祉用具

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分

※ 支給対象となる特定福祉用具の購入費用の上限は、同一年度で10万円です。

4. 生活面への支援

お手続き

■必要なもの

- ・申請書
- ・理由書
- ・破損状況が分かる写真等
- ・ケアプラン一式
- ・購入する物のカタログ

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

その他、手続きの詳細については熊本市のホームページに掲載しております。

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [健康・福祉・子育て](#) >
[介護保険](#) > [介護保険サービス](#) > [介護保険特定福祉用具購入について](#)

4-4-2 障がい者の福祉用具の再給付 (5-6-2)

障がい保健福祉課
各区役所福祉課

地震による家屋倒壊などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の地震により、以前熊本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。

※ 詳細は、下記【お問合せ先】にご相談ください。

■お問合せ先

障がい保健福祉課	096-328-2519
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

対象の福祉用具

■障がい者日常生活用具

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー（吸入器）
- ・ストーマ装具 など

■補装具

- ・車いす
- ・電動車いす
- ・歩行器
- など

お手続き

■必要なもの

- ・印鑑
- ・障がい者手帳

※ 申請内容によっては、その他必要書類があります。

4-5 生活に関することについて（相談窓口）

4-5-1 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の熊本地震に伴い、賃貸アパートからの退去、屋根修理工事等その他の事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

- ・熊本市消費者センター
096-353-2500（平日：午前9時～午後5時）
- ・熊本県消費生活センター
096-383-0999（平日：午前9時～午後5時 電話及び面談
日曜日：午前9時～午後5時 電話相談のみ）

4-5-2 こころの健康相談

こころの健康センター 096-362-8100

今回の熊本地震で、被害にあわれた方や不幸にして亡くなられた方に近い方々にも、様々な心の不調がでることがあります。

熊本市こころの健康センターでは以下の電話番号でご相談を受け付けております。

4. 生活面への支援

電話相談窓口

こころの健康センター（ウェルパルくまもと3階）

096-362-8100 （平日 午前9時～午後4時）

■その他の電話相談窓口

・熊本こころの電話

096-285-6688 <年中無休：午前10時～午後10時>

・熊本いのちの電話

096-353-4343 <年中無休：24時間>

0120-738-556 <毎月10日はフリーダイヤルで実施>

0120-87-4343

<被災者向けフリーダイヤル 24時間 7月1日～12月末日まで>

※熊本地震に関わらず、相談可能。

・よりそいホットライン

0120-279-338 <年中無休：24時間>

・熊本地震被災者のための心の相談ダイヤル

0120-783-728 <平日：午前10時～午後5時>

・熊本地震被災者のための健康相談ダイヤル

0120-021-506 <月・水・金：午後1時～午後5時>

4-5-5 被災者支援無料法律相談窓口

生活再建支援課 096-328-2972

熊本地震で被災された市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料法律相談窓口を設置しました。

■相談の具体例

- ・ローンが残った住宅や車が被災し、その修繕や建設のためのローン問題
- ・賃貸マンション、アパートが被災したことによる退去に関するトラブル
- ・被災した住宅の片付けや修繕等に関する契約トラブル
- ・隣の家からの塀の崩落などによる支払いのトラブル

対象となる方

熊本市にお住まいの方

相談窓口

熊本市役所本庁舎 14 階大ホール内 被災者支援無料法律相談窓口

■相談日

毎週火・木曜日（祝日除く）

■時間

午前 9 時から 12 時まで ※ 相談時間は、1 人 25 分です。

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が面談によりお答えします。

※ 下記の専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499（平日午前 8 時 30 分～午後 5 時）

4-5-6 よりそいホットライン

暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方、外国語による相談、被災者の方で困っている方など電話相談の専門員がお待ちしています。ひとり抱え込まずに、お電話ください。

相談窓口

相談ダイヤル 0120-279-338（24 時間 年中無休）

4-5-7 熊本地震関連法律相談窓口

広聴課 096-328-2075

相談例

- ローンが残った住宅や車が被災して二重にローンをくまなければならなくなるが、支払いはどうなるのだろうか。
- 隣家の瓦が地震で落下して、自宅や家が損傷を受けたが、何か請求できるのか。
- 自宅のブロック塀が倒れ、隣家の建物を壊してしまった。
- 借家が被災して住めない状況だが、家賃は支払わなければならないのか。
- 会社を経営しているが、事業再開の目途が立たない。従業員の給料はどうすればいいのか。

など

	相談窓口		電話	相談時間	相談機関	備考	
	面談	電話					
1	弁護士	●	熊本地震無料法律相談 (予約制)	予約専用電話 096- 325-0009	地区により開催 日時が違うので お尋ね下さい	熊本県弁護士会法律 相談センター	面談による相談 県内7ヶ所(熊本、八代、玉名、山 鹿、人吉、天草、阿蘇)
2	弁護士	●	熊本市被災者支援法律 相談(予約制)	予約専用電話 096- 234-7499	火・木(祝日を 除く) 9時~12時	熊本県弁護士会	市役所14階ホール内相談室
3	司法 書士	●	仮設住宅巡回法律相談	096- 364-2889	当面の間 日曜 9時~12時	熊本県司法書士会	司法書士2~3名で仮設住宅を巡回
4	司法 書士	●	熊本市各区一斉無料法 律相談	予約不要・先着順	各区役所 13時~16時	熊本県司法書士会	中央区・東区は毎週水曜・金曜開催、 西区・南区・北区は毎週水曜開催
5	弁護 士	●	熊本地震無料法律電話 相談	0120- 587-858	平日のみ 10時~16時	熊本県弁護士会	電話相談
6	司法 書士	●	熊本地震無料電話相談	0120- 863-123	毎日 16時~19時	九州全県司法書士会	電話相談
7	司法 書士	●	震災お困りごと夜間無 料相談会	096- 364-0800	月・木曜(祝日 除く) 18時~21時	熊本県司法書士会 熊本県青年司法書士 会	電話相談、面談(司法書士会館)どち らも可

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 税に関すること

5-1-1 個人市民税の減免

各区役所税務課

地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて個人市民税の減免を受けられる場合があります。

対 象

※申請期限を、平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。

1 居住する住宅に被害を受けた方

居住する住宅に被害を受けた方は、前年中の合計所得金額と損害の程度によって減免を受けることができます。

災害により居住する住宅に損害を受けた場合	損害の程度		
	半壊のとき	大規模半壊のとき	全壊のとき
前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

2 所有する住宅または家財に被害を受けた方

所有する住宅（扶養する親族が居住する場合に限ります。）または家財に被害を受けた方は、前年中の合計所得金額と損害の程度によって減免を受けられる場合があります。

5. 各種減免・支払いの猶予等

災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度		
	10分の2以上 10分の4未満 のとき	10分の4以上 10分の5未満 のとき	10分の5以上 のとき
前年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

※ 保険金、損害賠償金等による補てん金は除いて算定します。

3 農作物に被害があった方

農作物に被害を受け、農作物の減収による損失額が平年における農作物合計収入額の10分の3以上あった方は、減免を受けられる場合があります。

なお、前年中の合計所得金額によって減免割合は異なります。

前年中の合計所得	軽減または免除の割合
300万円以下	全額
300万円超400万円以下	10分の8
400万円超550万円以下	10分の6
550万円超750万円以下	10分の4
750万円超1,000万円以下	10分の2

※ 農作物共済金等による補てん金は除いて算定します。

お手続き

■申請窓口

中央区役所税務課 096-328-2181

東区役所税務課 096-367-9138

西区役所税務課 096-329-1174

南区役所税務課 096-357-4143

北区役所税務課 096-272-1114

(受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分)

■必要なもの

1 居住する住宅に被害を受けた方

- ・減免申請書（窓口を設置されています。）
- ・り災証明書（住家） ※写し可

2 所有する住宅もしくは家財に被害を受けた方

- ・減免申請書（窓口を設置されています。）
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合

3 農作物に被害があった方

- ・減免申請書（窓口を設置されています。）
- ・り災証明書（農林水産業関係） ※写し可
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

5-1-2 固定資産税の減免

課税管理課
各区役所税務課

地震により被害を受けた方が、被害の程度に応じて固定資産税の減免が受けられます。

対象となる資産

- ① 災害により、流失、水没、埋没もしくは崩壊等の被害を受け、作付不能または使用不能となった農地または宅地等
- ② 災害により、半壊以上の被害を受けた家屋
- ③ 災害により、損傷した償却資産

区分	減免事由		減免割合
土地	損害の程度（被害面積が土地全体の面積に占める割合）	2割以上 4割未満	10分の4
		4割以上 6割未満	10分の6
		6割以上 8割未満	10分の8
		8割以上	全額
家屋	損害の程度（建物の価値が減少した割合）	2割以上 4割未満	10分の4
		4割以上 5割未満	10分の6
		5割以上	全額

5. 各種減免・支払いの猶予等

区分	減免事由	減免割合	
償却資産	損害の程度（資産の価値が減少した割合）	2割以上 4割未満	10分の4
		4割以上 6割未満	10分の6
		6割以上	10分の8
		全損又は修復不能	全額

※ 償却資産とは、事業のために用いている構築物・機械装置・器具・備品等をいいます。

※ 今後、国からの通知等で減免割合や条件が変わる可能性があります。

※ 対象となるのは、震災日以後の納期分に限りです。

※ 申請期限を、平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。

【被災住宅用地等に対する課税標準の特例措置について】

住宅用地の特例を受けていた土地を熊本地震の影響でやむを得ない事情により住宅用地として使用できず更地にした場合、その土地の震災発生後2年度分（平成 29、30年度分）の固定資産税及び都市計画税は、更地にする前と同様住宅用地とみなして課税されます。

※ 住宅用地以外の用途で使用されている場合は、対象外となります。

※ 必要書類：被災住宅用地申告書（申請窓口は減免申請と同様です。）

お手続き

■申請窓口

◆土地、家屋、償却資産について

中央区役所税務課	096-328-2181
東区役所税務課	096-367-9138
西区役所税務課	096-329-1174
南区役所税務課	096-357-4143
北区役所税務課	096-272-1114

※償却資産のお問合せ

課税管理課 096-328-2195

■必要書類

- ・減免申請書
- ・り災証明書（写し）

※ 申請日までに調査未実施で、り災証明書が発行されていないなどの理由で提出できない場合は、取得でき次第提出してください。

また、自家用倉庫、附属家等のり災証明書発行対象外の家屋については、り災証明書の添付は不要となります。

5-1-3 市税の納税の猶予

納税課

東・西・南・北区役所税務課

地震による被害の状況により、市税の納税を猶予（分割納付）できる場合があります。

対象となる方

熊本地震により被害にあった方

お手続き

■申請窓口

納税課	096-328-2204
東区役所税務課	096-367-9138
西区役所税務課	096-329-1174
南区役所税務課	096-357-4143
北区役所税務課	096-272-1114

5-1-4 軽自動車税の減免

各区役所税務課

地震によって被害を受け、使用することが出来なくなった軽自動車等にかかる軽自動車税は、減免を受けることができます。

対象

地震によって被害を受け、廃車した軽自動車等が対象になります。

※申請段階で廃車となっていない軽自動車等は、平成 29 年 3 月 31 日までに廃車する旨の申立書を提出することによって、減免を受けることができます。

※申請期限を、平成 29 年 3 月 31 日まで延長しました。

お手続き

■申請窓口

中央区役所税務課	096-328-2181
東区役所税務課	096-367-9138

5. 各種減免・支払いの猶予等

西区役所税務課	096-329-1174
南区役所税務課	096-357-4143
北区役所税務課	096-272-1114

(受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分)

■必要なもの

- ・平成28年度軽自動車税納税通知書
- ・減免申請書（窓口に設置されています。）
- ・被災し、使用することが出来なくなった事実がわかるもの（写真等）
- ・運転免許証（写し可）
- ・車検証（写し可）

5-2 証明書の交付手数料

5-2-1 各種証明書の交付手数料の免除

各区役所区民課
各区役所税務課

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

（り災証明書未交付の場合は、申請状況の確認により免除できます。）

証明書

- ① 印鑑に関する証明
- ② 住民票記載事項証明書
- ③ 住民票の写しの交付
- ④ 印鑑登録証の交付
- ⑤ 所得課税証明書
- ⑥ 固定資産関係証明書
- ⑦ 納税証明書
- ⑧ その他の税証明書（各区役所税務課のみ）

お手続き

■取扱窓口

- ①～⑦ : 各区役所区民課、各総合出張所、各出張所、芳野分室
- ①～③、⑤ : 森都心プラザ市民サービスコーナー
- ⑤～⑦ : 各区役所税務課、各区役所区民課、各総合出張所、芳野分室
- ⑧ : 各区役所税務課

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課	096-328-2245
東区役所区民課	096-367-9124
西区役所区民課	096-329-8503
南区役所区民課	096-357-4126
北区役所区民課	096-272-6900

◆⑤～⑧について

中央区役所税務課	096-328-2181
東区役所税務課	096-367-9138
西区役所税務課	096-329-1174
南区役所税務課	096-357-4143
北区役所税務課	096-272-1114

5-2-2 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

地域政策課
社会保障・税番号制度推進室

地震により被災された方で、マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（マイナンバーカード）を紛失された方は、再交付手数料が免除できます。

対象となる方

4月15日以前に、マイナンバー通知カードまたは個人番号カード（マイナンバーカード）を受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

5. 各種減免・支払いの猶予等

再交付の対象

① マイナンバーカード通知カード

※ 個人番号カードの申請をされた方は、再交付ができません。

② 個人番号カード（マイナンバーカード）

お手続き

■取扱窓口

各区役所区民課、各総合出張所、各出張所、芳野分室

■お問合せ先

地域政策課 マイナンバーセンター 096-328-2068

※熊本地震の影響で、住民票と違う所にお住まいの場合等は“交付通知書”が届かず、本市に返戻されているものがあります。平成 28 年 10 月下旬までに申請された方については、交付の準備ができておりますので、お心当たりの方は熊本市マイナンバーセンターにご相談ください。

5-3 水道料金・下水道使用料等

5-3-1 水道料金及び下水道使用料の減免等

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

【減額内容】

- ①り災後も継続して使用されている方で、5月検針地区の方は6月請求分及び7月請求分を、6月検針地区の方は7月請求分及び8月請求分を免除。
- ②7月・9月定期検針又は8月・10月定期検針において使用が無い場合は、その分の水道料金及び下水道使用料を免除。
- ③り災後、使用を中止された方は4月14日に遡って使用中止とし、前回検針（2月又は3月）分及び前回検針日から4月14日までの水道料金及び下水道使用料を免除。

対象となる方

住家が半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

上下水道局料金課

(受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分)

■必要なもの

- ・り災証明書(住家) ※写し可

給水装置の破損による漏水量について減額措置します。

【減額内容】

漏水により増加した使用水量を前年同期等の使用水量に減量します。

対象となる方

漏水修理をされた方

お手続き

■申請窓口

上下水道局料金課 (受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分)

■必要なもの

- ・減免申請書等

5-3-2 農業集落排水処理施設使用料の減免等

北農業振興課 096-272-1117

南農業振興課城南分室 0964-28-3115

被災された方(住家が半壊以上)の農業集落排水処理施設使用料を減免します。

5. 各種減免・支払いの猶予等

【減額内容】

- ① 家屋が半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方は、5月検針による6月及び7月請求分の使用料を免除します。
- ② 7月・9月定期検針において使用がない場合は、その分の使用料を免除します。

対象となる方

家屋が半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

- 北区植木町（田底中部地区、山東東部地区）にて使用されている方

農水局農政部北農業振興課（北区役所内）

096-272-1117

- 南区城南町（塚原藤山地区、鰐瀬陳内地区）にて使用されている方

農水局農政部南農業振興課城南分室（南区役所城南総合出張所内）

0964-28-3115

※ 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

- ・り災証明書（住家） ※コピー可
- ・印鑑 ※認印可

5-4 医療費・保険料・年金

5-4-1 国民健康保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

熊本地震により支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

国民健康保険料の納付義務者（世帯主の方）であって、熊本地震により下記①～③のいずれかの被害を受けた方

	被害状況	保険料の減免
①	住家が半壊以上の被災をした方	
	全壊	全額
	半壊（大規模半壊を含む）	半額
②	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方	全額
③	事業の廃止や失業等で主たる生計維持者の収入が一定（3/10）以上減少した方 ※ 前年の所得が1,000万円を超える方等、減免対象とならない場合もございますので、詳しくはお問い合わせください。	2/10～全額

お手続き

■申請窓口

国保年金課	096-328-2290
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・顔写真つきの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・申請する方の印鑑（認印可）
- ・平成28年度国民健康保険料納付通知書
- ・り災証明書【住家】（半壊以上）※写し可（①に該当する方）
- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書（②で主たる生計維持者が死亡の方）
- ・医師の診断書（②で主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方）
- ・確定申告書の控えその他所得が減少したことが確認できるもの（廃業届など）（③に該当する方）

5-4-2 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

国保年金課
各区役所区民課

熊本地震により被災された国民健康保険の被保険者（加入者）が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

免除期間

平成28年4月14日の地震発生以後から平成29年2月末までの受診分

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止又は失職して現在収入がない方

お手続き

受診の際に医療機関窓口へ、一部負担金免除証明書と保険証の提示が必要となります。

一部負担金免除証明書の申請

■申請窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く。）

■必要なもの（次の①～④）

- ①国民健康保険被保険者証
- ②印鑑（シャチハタ不可）
- ③免除申請書（窓口にあります。熊本市ホームページにも掲載。）
- ④免除対象被保険者である事実を確認できる書類（下記のいずれかの書類）
 - ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合
り災証明書
 - ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書
 - ・主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合

医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。

- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

■免除証明書の送付

9月14日までに国民健康保険料の減免申請書（全半壊の場合）を提出済みの方には、9月末までに送付しております。

すでに支払った医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

熊本地震により被災し、国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった国民健康保険の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診しすでに医療費の一部負担金（窓口負担）を支払った場合は、還付を受けることができます。

■対象となる医療費

平成28年4月14日地震発生後の受診分で、既に支払われた一部負担金
なお、平成28年10月から平成29年2月末までは、医療機関に免除証明書を提示することにより免除されることになります。

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

■申請窓口

各区役所区民課

※医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。
（払戻しがあつた場合は熊本市に還付請求をすることができません）

■受付開始日及び受付時間

開始日：平成28年8月22日（月）

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く。）

■必要なもの（次の①～⑥）

- ①被保険者証
- ②印鑑（認印可）
- ③世帯主の金融機関口座情報がわかるもの（預金通帳等）
- ④還付申請書（窓口にあります。市ホームページにも掲載。）
- ⑤医療機関等で一部負担金を支払った領収書（支払った一部負担金の額が確認できる書類）

※ 領収証を紛失した場合は、医療機関にご相談ください。（支払証明書（有料の場合あり）でも可）

⑥一部負担金免除証明書（下記のいずれかにより、⑥に代えることができます）

- ・住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
り災証明書
 - ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書
 - ・主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合
医師の診断書※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
 - ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
 - ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
 - ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- ※被災したことを証明する書類は、全てコピー（写し）を提出してください。

5-4-3 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課
各区役所区民課

熊本地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

	被害状況	保険料の減免
①	世帯主の住家が全半壊した被保険者の方	
	全壊	全額
	半壊（大規模半壊を含む）	半額
②	世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った被保険者の方	全額
③	事業の廃止や失業等で世帯主の収入が一定（3/10）以上減少する被保険者の方 ※ 前年の所得が1,000万円を超える方等、減免対象とならない場合もございますので、詳しくはお問い合わせください。	2/10～全額

お手続き

■申請窓口

国保年金課	096-328-2290
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）	

■必要なもの

- ・被保険者の印鑑（認印可）
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・添付資料

① については、り災証明書（写し可）

②については、

- （ア）死亡の場合 戸籍（又は除籍）謄本、死亡証明書、死亡診断書等
- （イ）重篤な傷病の場合 医師の診断書、入院証明書、障がい者手帳等

③については、

- （ア）所得を明らかにする書面 確定申告書の控え、源泉徴収票、所得証明書、年金支払通知書、給与証明書、給与明細書等
- （イ）保険金等を明らかにする書面 事業（民間補償）保険等補償費関係書類、賠償金受給関係書類等
- （ウ）失業の場合 離職（退職）証明書、雇用保険受給資格者証等

5. 各種減免・支払いの猶予等

(工) 事業休廃止の場合 公的機関への休・廃業届出書の写し、事業主の事業休廃止の申立書

※ 未申請の方や、被災程度の変更により保険料減免に該当する方は、早めにご申請ください。

※ 今後、75歳になられる方は、誕生日の翌月に後期高齢者医療保険料額決定通知書が届いてから各区役所の窓口でご申請ください。

5-4-4 後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除

国保年金課
各区役所区民課

熊本地震により被災された後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金（窓口負担）が免除されます。

免除期間

- ・平成28年4月14日の地震発生以後から平成29年2月末までの受診分

対象となる方

- ・住家が全半壊、全半焼、又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止又は失職して現在収入がない方

お手続き

受診の際に医療機関窓口へ、一部負担金免除証明書と保険証の提示が必要となります。

一部負担金免除証明書の申請

■申請窓口

中央区役所区民課 096-328-2278

東区役所区民課 096-367-9125

西区役所区民課 096-329-1198

南区役所区民課 096-357-4128

北区役所区民課 096-272-6905

（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- 熊本地震後期高齢者医療一部負担金等免除申請書（窓口にあります。市ホームページにも掲載。）
- 被災したことを証明する書類（り災証明書等、下記※をご覧ください。）
- 被保険者の認め印（シャチハタ不可）
- 後期高齢者医療被保険者証

※被災したことを証明する書類

- 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
り災証明書
- 主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書
- 主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合
医師の診断書※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- 主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

※被災したことを証明する書類は、全てコピー（写し）を提出してください。

■免除証明書の送付

9月14日までに後期高齢者医療保険料の減免申請を提出済みの方には、下記のスケジュールで免除証明書、免除申請書及び返信用封筒を送付しております。

- 6月までに申請済みの方：8月中旬ごろに送付しております。
- 7月中に申請済みの方：9月中旬ごろに送付しております。
- 8月から9月14日までに申請された方：9月末までに送付しております。

※ 免除証明書の送付の際に、免除申請書と返信用封筒を同封しておりますので、り災証明書等を同封のうえ必ずご返信くださいますようお願いいたします。

すでに支払った後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の還付

熊本地震により被災し、後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除の対象となった後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診しすでに医療費の一部負担金（窓口負担）を支払った場合は、還付を受けることができます。

■対象となる医療費

平成 28 年 4 月 14 日地震発生後の受診分で、既に支払われた一部負担金
なお、平成 28 年 10 月から平成 29 年 2 月末までは、医療機関に免除証明書を提示することにより免除されることになります。

※還付の対象とならないもの

- ・入院時の食事代
- ・入院時の部屋代（差額ベッド代）
- ・あんま、はりきゅう、マッサージ、整骨院等の施術費用
- ・その他保険診療外の費用

■申請窓口

各区役所区民課

※ 医療機関に支払った直後であれば、医療機関から払戻しできる場合があります。（払戻しがあつた場合は熊本市に還付請求をすることができません）

■受付開始日及び受付時間

開始日 平成 28 年 8 月 22 日（月）

時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土、日、祝日を除く。）

■必要なもの（次の①～⑦）

- ①被保険者証
- ②印鑑（認印可）
- ③ご本人名義の金融機関口座情報がわかるもの（預金通帳等）
- ④還付申請書（窓口にあります。市ホームページにも掲載。）
- ⑤受診医療機関明細（窓口にあります。市ホームページにも掲載。）
- ⑥医療機関等で一部負担金を支払った領収書（支払った一部負担金の額が確認できる書類）
※領収証を紛失した場合は、医療機関にご相談ください。（支払証明書（有料の場合あり）でも可）
- ⑦被災したことを証明する書類（り災証明書等、被災要件ごとの詳細は下記のいずれかです。免除証明書が送付されて来ている場合は免除証明書でも可能で

す。)

- 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
り災証明書（長期避難世帯については必要なし）
長期避難世帯の場合は、長期避難世帯として取扱う区域に住所を有していることが確認できる書類
 - 主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書
 - 主たる生計維持者が重篤な傷病（※）を負った方の場合
医師の診断書※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
 - 主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
 - 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
 - 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- ※被災したことを証明する書類は、全てコピー（写し）を提出してください。

5-4-5 国民年金保険料の免除

国保年金課
各区役所区民課

国民年金第1号被保険者で、熊本地震により被災された方について、年金保険料納付が免除となる場合があります。

対象となる方

国民年金第1号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所

5. 各種減免・支払いの猶予等

■必要なもの

- ・年金手帳
- ・印鑑

■お問合せ先

国保年金課	096-328-2290
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

5-4-6 熊本地震による予防接種費用の償還払いについて

感染症対策課 096-364-3189

熊本地震発生により、定期予防接種の対象年齢で接種することができず、費用を負担して医療機関で接種を受けた方については、その費用負担相当額を償還払いにて交付します。

対象となる方

震災発生によりやむを得ず、定期の予防接種の対象年齢を超えて接種した方で、接種にかかる費用を自己負担した方

《次のすべてに該当される方》

- (1) 平成28年4月15日以降に対象年齢を超えた定期予防接種を、平成28年4月15日～9月30日までに接種した方
- (2) 対象年齢を超えて接種した予防接種費用を自己負担した方

■ 交付金額について

予防接種の種類により次にあげる額を上限として、対象者が負担した額となります。

1	四種混合	11,264 円	7	日本脳炎	6,686 円
2	三種混合	4,423 円	8	結核 (BCG)	8,743 円
3	二種混合	3,703 円	9	ポリオ	10,080 円
4	麻しん風しん(MR)	11,829 円	10	ヒブ感染症	8,715 円
5	風しん	8,331 円	11	小児の肺炎球菌感染症	12,020 円
6	麻しん	8,331 円	12	水痘	9,234 円

お手続き

■ 申請窓口

感染症対策課

■ 必要なもの

領収書等（接種費用を負担したことが分かるもの）

※ その他必要な申請書等は、感染症対策課にお尋ねください。

■ 申請受付期間

平成28年8月1日～平成29年3月31日

※ 平成28年4月15日から平成28年9月30日までに、任意接種として実施した上記の予防接種が対象です。

5-5 高齢者福祉**5-5-1 介護保険料の減免**高齢介護福祉課
各区役所福祉課

平成28年熊本地震により支払いが困難になった65歳以上の方の介護保険料について、減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

	減免事由	減免割合
①	住宅等に半壊以上の損害を受けた場合	2分の1～全額 ※介護保険料所得段階によって異なります
②	世帯の生計維持者が死亡した、障がい者となった、又は重篤な傷病を負った場合	全額
③	世帯の生計維持者の事業収入等に一定以上の減少が見込まれる場合	収入の減少率によって異なります
④	世帯の生計維持者が行方不明となった場合	全額

お手続き

■ 申請窓口

各区役所福祉課

5. 各種減免・支払いの猶予等

■手続きに必要なもの

①の場合

- ・り災証明書（写し可）
- ・印鑑（申請には、世帯の方全員分の押印が必要です。）

②の場合

- ・死亡診断書、障がい者手帳、医師の診断書等
- ・印鑑

③の場合

- ・給与明細書、年金振込通知書、確定申告書の控え等、前年中の総収入金額及び本年中の総収入金額（見込額）を確認できるもの
- ・印鑑

④の場合

- ・行方不明者届出等
- ・印鑑

※ 減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

①の事由に該当する場合、郵送での申請も受け付けております。以下の書類に必要事項をご記入の上、高齢介護福祉課へ送付してください。

【必要書類】

- ・介護保険料減免申請書 ※1人あたり1枚必要です。
- ・収入状況等の調査に関する同意書 ※1世帯あたり1枚必要です。
- ・り災証明書（写し可）
⇒ 申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

【送付先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市高齢介護福祉課 宛

■お問合せ先

高齢介護福祉課 096-328-2347
中央区役所福祉課 096-328-2311
東区役所福祉課 096-367-9127

西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-5-2 介護保険サービス利用料の免除

高齢介護福祉課
各区役所福祉課

被災された方で、介護保険サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。（平成29年2月利用分まで）

対象となる方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

お手続き

サービスを利用した施設・事業所へ、免除証を提示する必要があります。
各区役所福祉課に申請してください（郵送可）。

※10月利用分から来年2月利用分までは、免除証がないと免除が受けられませ
るので、お早めに申請をお願いします。

■必要なもの

- ・減免申請書（ホームページにも掲載しています。）
- ・り災証明書（写し可）等

■お問合せ先

高齢介護福祉課	096-328-2347
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-5-3 介護保険 特定福祉用具の再購入 (4-4-1)

[「4-4-1 介護保険 特定福祉用具の再購入」](#)を参照

5-6 障がい者・児福祉

5-6-1 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除

障がい保健福祉課 096-328-2519

児童相談所 096-366-8181

被災された方で、障がい福祉関係のサービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。

対象となる方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

※ 免除期間を平成 29 年 2 月サービス利用分まで延長いたします。

お手続き

■申請について

【障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援】

事前に申請を行うことで免除となります。

※ 既に平成 28 年 9 月 30 日以前に申請をしている場合、再度の申請は不要です。

【補装具・日常生活用具】

用具申請時に、窓口で被災された旨の申出を行ってください。

■申請に必要なもの

※ 免除を申請されるサービスによって必要なものが異なりますので、お問い合わせ先までお尋ね下さい。

■申請先・お問合せ先

- 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具、日常生活用具

⇒ 障がい保健福祉課 096-328-2519

- 障害児入所支援

⇒ 児童相談所 096-366-8181

5-6-2 障がい者の福祉用具の再給付 (4-4-2)

[「4-4-2 障がい者の福祉用具の再給付」](#)を参照

5-6-3 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具 給付事業の自己負担額の減額

障がい保健福祉課
精神保健福祉室
健康づくり推進課

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

1. 自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）
2. 補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、下記の連絡先へお問い合わせください。

5. 各種減免・支払いの猶予等

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
補装具	各区役所福祉課・総合出張所	障がい保健福祉課 096-328-2519
日常生活用具		
自立支援医療（更生医療）		
自立支援医療（精神通院）	各区役所保健子ども課	精神保健福祉室 096-361-2293
自立支援医療（育成医療）		健康づくり推進課 096-361-2145

5-6-4 障害福祉サービス等の自己負担額の免除

障がい保健福祉課
児童相談所

障害福祉サービス・障害児通所支援・障害児入所支援を利用している又は今後利用しようとしている方で、市民税の全額について免除を受けた方は、免除後の税額で利用者負担額を算出します。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の全額について免除を受けた方

※ 対象サービス：障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の全額について免除を受けた方は、下記のお問合せ先へお問い合わせください。

■申請に必要なもの

・支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

※ その他、別途書類をお願いすることがあります。

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
障害福祉サービス	各区役所福祉課	障がい保健福祉課 096-328-2519
障害児通所支援		
障害児入所支援	児童相談所	児童相談所 096-366-8181

5-7 子育て・教育

5-7-1 保育所等保育料の減免

保育幼稚園課
各区役所保健子ども課

被災された方は、保育料の減免を受けられる場合があります。

※ ただし、前年所得による制限等が設けられています。

対象となる方

地震により所有する住宅に全壊及び半壊の被害を受けられた方

※ り災証明書（コピー可）が必要です。

お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健子ども課	096-328-2421
東区役所保健子ども課	096-367-9130
西区役所保健子ども課	096-329-6838
南区役所保健子ども課	096-357-4135
北区役所保健子ども課	096-272-1104

5-7-2 児童扶養手当の災害特例措置

各区役所保健子ども課

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所

5. 各種減免・支払いの猶予等

得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます

- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・ 住宅、家財
- ・ 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・ 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所保健子ども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

後日、災害を受けた年（平成28年）の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

お問合せ先

中央区役所保健子ども課	096-328-2421
東区役所保健子ども課	096-367-9130
西区役所保健子ども課	096-329-6838
南区役所保健子ども課	096-357-4135
北区役所保健子ども課	096-272-1104

5-7-3 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

熊本市母子父子相談室
各区役所保健子ども課

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

以下のいずれかに該当する方

- ① 地震により住家の全半壊の被災をされた方
- ② 療養に1ヶ月以上の負傷をされ、償還が困難な方
- ③ 失職して償還が困難な方

お手続き

■相談・申請窓口

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）

所在地：熊本市中央区水前寺4丁目47-50

（熊本市母子・父子福祉センター内）

電話：096-385-1228

- ・各区役所保健子ども課（午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日休み）

中央区役所保健子ども課 096-328-2421

東区役所保健子ども課 096-367-9130

西区役所保健子ども課 096-329-6838

南区役所保健子ども課 096-357-4135

北区役所保健子ども課 096-272-1104

■申請受付期間

平成29年4月30日まで

■償還を猶予できる期間

受付月の翌月（20日以降の受付の場合は翌々月）から最長一年間

■必要なもの

償還の猶予を受けるにはり災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

5-7-4 公立の児童育成クラブの利用者負担額の減額

青少年教育課 096-328-2277

公立の児童育成クラブ利用者については、平成 28 年 4 月分の熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金を利用者全て半額減免します。

なお、同年 5 月分以降は、被害の程度により減免（平成 28 年度分）を受けられる場合があります。

対象となる方

■ 4月分

すべての利用者

■ 5月分以降

- ・ 住家が全壊の場合、全額免除
- ・ 住家が半壊（大規模半壊含む）の場合、半額免除

お手続き

■ 申請窓口

青少年教育課（郵送・持参）又は各児童育成クラブ

■ 必要なもの

- ・ 減額免除申請書
- ・ り災証明書（住家） ※写し可

5-7-5 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

学務課 096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、熊本地震で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。

対象となる方

奨学生本人

※ 平成 28 年 3 月期まで返還済みで未納がない方

お手続き

■提出書類

- ・熊本市奨学金返還猶予申請書
- ・り災証明書（※市区町村長が発行したもの。コピー可。）

■返還を猶予できる期間

熊本地震が発生した日（平成28年4月14日及び4月16日）から1年以内の期間。

- ※ 入金済みの分は猶予の対象となりません。
- ※ 返還が困難な場合は早めの手続きをお願いします。

5-7-6 市立幼稚園の保育料の減免

学務課 096-328-2716

市立幼稚園については、平成28年4月分の保育料を利用者全て全額免除します。

なお、同年5月分以降は、被害の程度により減免（平成28年度分）を受けられる場合があります。

対象となる方

■4月分

- ・すべての利用者

■5月分以降

- ・住家が全壊された方の場合、全額免除
- ・住家が半壊（大規模半壊含む）された方の場合、半額免除

お手続き

■申請窓口

各市立幼稚園にて、保育料減免申請書をご提出ください。

■必要なもの

- ・保育料減免申請書
- ・り災証明書（住家）※写し可

5-7-7 市立高等学校の授業料の減免

学務課 096-328-2716

市立高等学校については、平成 28 年度の授業料が被害の程度により減免される場合があります。（高等学校等就学支援金を受けていない方に限ります。）

対象となる方

住家が全壊又は半壊された方の場合、半額免除又は全額免除（所得要件あり）

お手続き

■申請窓口

各高等学校の事務室にて、下記の書類をご提出ください。

■必要なもの

- ・授業料減免申請書
- ・家族状況証明書
- ・世帯全員分の住民票
- ・世帯全員分の H27 年分の所得を証明する書類
（市区町村から発行される「課税証明書（平成 28 年度課税）」）
- ・り災証明書（住家）※写し可

5-7-8 市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免

学務課 096-328-2716

市立総合ビジネス専門学校については、平成 28 年度の授業料が被害の程度により減免される場合があります。

対象となる方

住家が全壊又は半壊された方の場合、半額免除又は全額免除（所得要件あり）

お手続き

■申請窓口

市立総合ビジネス専門学校にて、下記の書類をご提出ください。

■必要なもの

- ・授業料減免申請書
- ・家族状況証明書
- ・世帯全員分の住民票
- ・世帯全員分のH27年分の所得を証明する書類
(市区町村から発行される「課税証明書(平成28年度課税)」)
- ・り災証明書(住家)※写し可

5-7-9 市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額減額

健康づくり推進課 096-361-2145

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限月額を算出します。場合によっては、自己負担上限月額を減額することがあります。

対象となる方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、下記の連絡先へお問い合わせください。

■申請窓口

各区役所保健子ども課

- ・中央区役所保健子ども課 096-328-2421
- ・東区役所保健子ども課 096-367-9130
- ・西区役所保健子ども課 096-329-6838
- ・南区役所保健子ども課 096-357-4135
- ・北区役所保健子ども課 096-272-1104

■お問合せ先

健康づくり推進課 096-361-2145

5-7-10 就学援助について

学務課 096-328-2716

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な援助（平成28年度分の給食費の免除、学用品費の支給等）を行います。

対象となる方

経済的な理由により就学が困難な方（所得要件有り）

お手続き

■ 申請窓口

各小・中学校の事務室に、就学援助申請書及び必要書類をご提出ください。

※ 就学援助は毎年、申請の上、教育委員会の認定が必要です。

平成28年度分は、平成29年3月末までに申請してください。

■ 必要なもの

- ・ 就学援助（準要保護）申請書、申請理由書
- ・ り災証明書（住家）（写し可）
 - ※ 経済的な理由が、住家の被害に基づく場合
- ・ 平成28年度の所得が分かる書類。（源泉徴収票、確定申告書、所得証明書の写し等）
- ・ 印鑑（認印可、ただし朱肉使用のものに限ります。）
- ・ 保護者口座が分かる通帳等の写し（肥後銀行に限ります。）

5-7-11 「国の教育ローン」の災害特例措置

日本政策金融公庫

「国の教育ローン」について、地震により被害を受けたみなさまを対象とした「災害特例措置」を実施。

災害特例措置の内容

り災証明書等※1を受けた方を対象として、次の災害特例措置を実施します。

項目	災害特例措置の内容	(参考) 通常
所得制限	子供 1 人世帯および 2 人世帯の世帯 年収(所得)上限額を引き上げ 子供 1 人世帯 } 990 (770) 万円 2 人世帯 } ※ 3 人世帯以降は現行どおり	子供の人数に応じて、世帯年収(所得) が以下の金額以内 子供 1 人世帯 790 (590) 万円 2 人世帯 890 (680) 万円 3 人世帯 990 (770) 万円 ※ 4 人世帯以降は一定額を上乗せ
返済期間	18 年以内へ延長	15 年以内
金利 ^{※2}	年 1.50% (母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得) 200 万円 (122 万円) 以内の方は年 1.10%)	年 1.90% (母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得) 200 万円 (122 万円) 以内の方は年 1.50%)

※1 り災証明書等の原本を確認させていただきます。

※2 ア 熊本県内にお住まいの方が対象となります。

イ 平成 28 年 5 月 10 日現在。金利は、金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている金利とは異なる場合があります。

■ 教育ローン その他の制度概要

貸付限度額: お子さま 1 人あたり 350 万円(海外留学資金は最大 450 万円)

ご融資の対象となる教育施設: 高校、短大、大学・大学院、専門学校、各種学校、予備校、職業能力開発校、海外の高校、大学等

お使いみち: 入学・在学のために必要となる 1 年間分の教育費

(入学金、授業料、施設設備費、受験にかかった費用、アパート等の敷金・家賃、通学費用、教科書代、学習用品費、学生の国民年金保険料など)

保証: 公益財団法人 教育資金融資保証基金

お手続き

日本政策金融公庫までお問い合わせください。

教育ローンコールセンター : 0570-008656

熊本支店 国民生活事業 : 096-353-6121

八代支店 国民生活事業 : 0965-32-5195

5-7-12 熊本市奨学生の募集（家計の急変等）

学務課 096-328-2716

4月の定例の募集以外に、住家の被災等を含む家計の急変等を対象とした奨学生の募集を行います。

対象となる方

[以下の全てに該当する方]

- (1) 熊本市内に居住する方の被扶養者であること。
- (2) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程）に在学していること。
- (3) 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金又はこれと同種の貸付け若しくは給付を受けていないこと。
- (4) 家計の急変等の要件に該当すること（※）。

※ 家計の急変等の対象について

- ・火災、風水害等：火災、風水害等の天災による家屋への被害（全焼・半焼・全壊・半壊）
- ・破産：扶養者の事業失敗による破産
- ・失職：主たる生計者が会社側の都合による解雇により失職
- ・死亡：主たる生計者の死亡
- ・入院：主たる生計者の入院又は長期自宅療養による世帯収入の減少
- ・離婚：扶養者の離婚による世帯収入の減少

お手続き

■提出書類

- ・熊本市奨学金貸付申請書
- ・熊本市奨学金家計急変等申請書
- ・生計を一にする世帯員全員の住民票
- ・生計を一にする世帯員全員の平成28年度市県民税（所得・課税）証明書
- ・り災証明書等の家計の急変等の対象であることがわかる書類

■貸付期間

- ・申請した日の属する月から平成29年3月まで

■貸付金額

- ・高校等（公立）①18,000円、②9,000円
（私立）①30,000円、②15,000円

- ・大学等（公立）①42,000 円、②21,000 円
（私立）①51,000 円、②25,500 円
- ※ 第 1 学年は初回加算あり
- ※ 大学等の自宅外通学生は加算あり
- ※ 貸付けは無利子

■お問合せ先

学務課 096-328-2716

5-8 電気料金等

5-8-1 電気料金等の特別措置について（九州電力）

九州電力株式会社

■電気料金のお支払いについて

平成 28 年 3 月分は 6 ヶ月間、平成 28 年 4 月分は 5 ヶ月間、平成 28 年 5 月分は 4 ヶ月間、平成 28 年 6 月分は 3 ヶ月間
それぞれの電気料金の支払期日を延伸します。

■電気をご使用されない場合

電気を全く使用されない場合は電気料金を頂きません。（震災の翌月分から 12 ヶ月分）

災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本料金を頂きません。（平成 29 年 4 月末まで）

■被害のあった家屋等を修理される場合

家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。（平成 29 年 4 月末まで）

引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。（平成 29 年 4 月末まで）

お手続き

■申請窓口

適用にはお手続きが必要です。詳しい内容については、最寄りの九州電力株式会社営業所までお問い合わせください。

なお、手続きには、り災証明など被害状況が確認できるものが必要となります。

5. 各種減免・支払いの猶予等

【九州電力株式会社営業所（熊本営業センター管内）】

- 熊本西営業所：0120-986-603
- 熊本東営業所：0120-986-604
- 玉名営業所：0120-986-601
- 大津営業所：0120-986-602
- 宇城営業所：0120-986-605
- 八代営業所：0120-986-606
- 天草営業所：0120-986-607
- 人吉営業所：0120-986-608

5-9 その他

5-9-1 民事調停の申立手数料の特例措置

裁判所

地震当日(平成28年4月14日)に、熊本県に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方が、平成31年3月31日までに平成28年熊本地震に起因する民事に関する紛争について調停の申立てをする際には、民事調停の申立手数料を納付することは要しません。詳しくは、申立先の裁判所にてご確認ください。

■民事調停手続に関する裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/

5-9-2 平成28年熊本地震における放送受信料の免除（NHK）

NHK

「平成28年熊本地震」については、大規模な地震が複数回発生し、その後も余震が続くなど甚大な被害を受けており、被害の大きさ、避難生活の長期化等を総合的に勘案し、総務大臣の承認を受けて、次のとおり免除の範囲・期間を拡大することとしました。

免除の範囲と免除の期間

	免除の範囲	免除の期間
①	災害救助法が適用された区域内において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約	平成28年4月から平成28年9月まで 〔6か月間（4か月間延長）〕

	免除の範囲	免除の期間
②	災害救助法が適用された区域内において、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約	平成28年4月から平成28年9月まで〔6か月間〕 ただし、平成28年10月1日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を受けている場合は、その解除の日が属する月の翌月まで

※ 免除の申請方法等の詳細は、以下の「お問合せ先」へお問合せください。

※ ①の場合、申請には「り災証明書の写し」と「放送受信料免除申請書」が必要になります。

お問合せ先

■NHK 熊本放送局 営業部

096-326-8202 (平日 午前10時～午後5時)

〒860-8602 熊本市中央区千葉城町2-7

■ホームページ（放送受信料免除申請書を掲載）

http://www.nhk.or.jp/kumamoto/station_info/news_jyushinryo.html

6. 事業者に関すること

6-1 中小企業に関すること

6-1-1 熊本地震災害特別融資制度

平成28年9月30日をもって、受付を終了いたしました。

6-1-2 平成28年熊本地震特別貸付

日本政策金融公庫

直接被害・間接被害（風評被害を含む）を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした、災害復旧等に必要な設備資金、運転資金の融資。

対象となる方

- (1) 熊本県内に事業所を有し、当該事業所が平成28年熊本地震により直接被害を受けた事業者
- (2) 前(1)に掲げる者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた事業者
- (3) 平成28年熊本地震に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により、資金繰りに支障を来している、又は来すおそれのある事業者であって、次のいずれかに該当する方
 - ① 九州地方に事業所を有する事業者
 - ② 前(1)に掲げる方と直接又は間接的に取引関係のある事業者

※ 資金の使途：災害復旧及び災害に伴う社会的要因等により必要な設備資金、運転資金

融資内容

■融資限度額

- (1)、(2)に該当する方

【国民生活事業】6,000万円（上乗せ）

※ 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

【中小企業事業】3億円（別枠）

- (3)に該当する方

【国民生活事業】4,800万円（別枠）

【中小企業事業】7億2,000万円（別枠）

■融資期間

- (1) 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（据置期間：5 年以内）
- (2) 設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（据置期間：3 年以内）
- (3) 設備資金 15 年以内、運転資金 8 年以内（据置期間：3 年以内）

■利率

基準利率

ただし、次のいずれかに該当する方は、利率を引下げ

- ・(1) のうち、り災証明書等の提出ができる方
 - 【国民生活事業】 3,000 万円以内、【中小企業事業】 1 億円以内
 - ⇒ 当初 3 年間「基準利率-0.9%」(4 年目以降「基準利率-0.5%」)
 - 【国民生活事業】 3,000 万円超、【中小企業事業】 1 億円超
 - ⇒ 「基準利率-0.5%」
- ・(2) のうち、り災証明書等の提出ができる方
 - 3,000 万円以内
 - ⇒ 当初 3 年間「基準利率-0.5%」(4 年目以降「基準利率-0.3%」)
 - 3,000 万円超
 - ⇒ 「基準利率-0.3%」
- ・(3) のうち、最近 3 ヶ月の売上高等が前年の同期に比し 5%以上減少している場合など、一定の要件に該当する方
 - ⇒ 「基準利率-0.3%」

※ 国民生活事業の利率は、各融資制度に定められた利率になります。

※ 中小企業事業の基準利率は、(3) に係る長期運転資金に限り、上限 3.0%

※ り災証明書等の提出時期については、柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。

お問合せ先

日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	096-353-6121
		中小企業事業	096-352-9155
	八代支店	国民生活事業	0965-32-5195

6-1-3 保健衛生事務に関する手数料の免除

生活衛生課
食品保健課
医療政策課
動物愛護センター

今回の地震で被災した施設を建て替えたり、移転したりして営業を再開される方等を対象に、保健衛生事務に関する申請等の手数料を免除します。

対象となる方

- (1) 被災により、許可を受けて営業していた施設を廃止し、別の場所又は同じ場所に新たに施設を設け、新規に営業許可等の手続きをする方
- (2) 被災により、許可証等が紛失又は汚損したため、再発行の手続きをする方
- (3) 被災により、申請者住所を変更したため、許可証の書換交付の手続きをする方

上記、(1)～(3)に該当する方等、地震により施設が被災したことが原因により、新たに許可申請等が必要になった方等

お手続き

■申請窓口

申請等の種別により異なるため、別表でご確認ください。

■必要なもの

許可申請等の書類と一緒に、以下の書類を提出してください。

- ・手数料免除申請書（様式第1号）
- ・り災証明書、またはり災したことを明らかにする施設の写真等
- ・被災施設の廃止を証明するもの（廃止届など）

■申請期間

平成29年3月31日まで

■お問合せ先

生活衛生課	096-364-3187
食品保健課	096-364-3188
医療政策課	096-364-3186
動物愛護センター	096-380-2153

申請等の種別

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口	
温泉法	温泉利用許可申請	35,000	生活衛生課	
	温泉利用許可承継承認申請	7,400		
興行場法	興行場許可申請	22,000		
旅館業法	旅館業許可申請	22,000		
	旅館業承継承認申請	7,400		
公衆浴場法	浴場業許可申請	22,000		
理容師法 ・美容師法	理容所又は美容所の検査確認	16,000		
クリーニング業 法	クリーニング所の検査確認	16,000		
食品衛生法	飲食店営業許可申請	16,000		食品保健課
食品衛生法	喫茶店営業許可申請	9,600		
食品衛生法	菓子製造業許可申請	14,000		
食品衛生法	あん類製造業許可申請	14,000		
食品衛生法	アイスクリーム類製造業許可申請	14,000		
食品衛生法	乳処理業許可申請	21,000		
食品衛生法	特別牛乳搾取処理業許可申請	21,000		
食品衛生法	乳製品製造業許可申請	21,000		
食品衛生法	集乳業許可申請	9,600		
食品衛生法	乳類販売業許可申請	9,600		
食品衛生法	食肉処理業許可申請	21,000		
食品衛生法	食肉販売業許可申請	9,600		
食品衛生法	食肉製品製造業許可申請	21,000		
食品衛生法	魚介類販売業許可申請	9,600		
食品衛生法	魚介類せり売り営業許可申請	21,000		
食品衛生法	魚肉ねり製品製造業許可申請	16,000		
食品衛生法	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請	21,000		
食品衛生法	食品の放射線照射業許可申請	21,000		
食品衛生法	清涼飲料水製造業許可申請	21,000		

6. 事業者に関すること

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口
食品衛生法	乳酸菌飲料製造業許可申請	14,000	食品保健課
食品衛生法	氷雪製造業許可申請	21,000	
食品衛生法	氷雪販売業許可申請	14,000	
食品衛生法	食用油脂製造業許可申請	21,000	
食品衛生法	マーガリン又はショートニング製造業許可申請	21,000	
食品衛生法	みそ製造業許可申請	16,000	
食品衛生法	醤油製造業許可申請	16,000	
食品衛生法	ソース類製造業許可申請	16,000	
食品衛生法	酒類製造業許可申請	16,000	
食品衛生法	豆腐製造業許可申請	14,000	
食品衛生法	納豆製造業許可申請	14,000	
食品衛生法	めん類製造業許可申請	14,000	
食品衛生法	そうざい製造業許可申請	21,000	
食品衛生法	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請	21,000	
食品衛生法	添加物製造業許可申請	21,000	
と畜場法	一般と畜場設置許可申請	22,000	医療政策課
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局開設許可申請	29,200	
	薬局開設許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請	5,700	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造業許可申請	11,200	
	薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付	2,900	
	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請	90	
	医薬品販売業許可申請	29,000	
	医薬品販売業許可証再交付	2,900	
	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請	29,200	
	高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付	2,900	

関係法令	許可申請等の種別	手数料 (円)	窓口
毒物及び劇物取締法	毒物劇物販売業登録申請	14,700	医療政策課
	毒物劇物販売業登録票書換交付	2,300	
	毒物劇物販売業登録票再交付	3,900	
母体保護法	受胎調節実地指導員指定証再交付申請	2,800	医療政策課
	受胎調節実地指導員標識再交付申請	2,500	
動物愛護法	第一種動物取扱業登録申請	15,500	動物愛護センター
	複数申請の場合 2 件目以降	11,000	
	特定動物飼養等許可申請	15,500	
	特定動物飼養等変更許可申請	15,500	
県特定食品条例	食品製造業許可申請	4,200	食品保健課
	食品販売業許可申請	1,700	
	食品行商営業許可申請	1,100	
	食品行商許可証再交付	900	

6-2 農林漁業者に関すること

6-2-1 震災特例融資制度（農林漁業者向け）

日本政策金融公庫
JA

災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金、災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金等の融資。

対象となる方

本人のり災証明書が確認できる農林漁業者等

お手続き

- 日本政策金融公庫
 - 〔本店〕 0120-926-478
 - 〔熊本支店〕 096-353-3104

- ・最寄りの JA

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模 半壊	半壊
	1-1-1	り災証明書の発行 「住家」（店舗兼住宅を含む）	/		
	1-2-1	り災証明書の発行 「店舗、事業所、工場等」			
	1-2-2	り災証明書の発行 「農林水産業関係」			
更新	2-1-1	災害弔慰金の支給	/		
	2-1-2	日本財団による弔慰金の支給			
更新	2-1-3	災害義援金の支給	/		
更新	2-2-1	災害障害見舞金の支給			
更新	2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○
	2-3-2	日本財団による住宅損壊見舞金の支給	○	○	×
更新	2-3-3	災害義援金の支給	○	○	○
更新	2-4-1	被災者生活再建支援金の支給	○	○	▲
更新	2-4-2	災害援護資金の貸付	○	○	○
	2-4-3	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付	/		
終了	3-1-1	災害ボランティアの派遣			
更新	3-2-1	被災住宅の応急修理	▲	○	○
	3-2-2	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲
	3-2-3	災害援護資金の貸付 ※2-4-2 参照	○	○	○
	3-2-4	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○
	3-2-5	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 ※2-4-3 参照	/		
	3-2-6	補修工事（見積書、契約、工事内容等）に関する相談			
	3-2-7	熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト	/		
更新	3-3-1	被災した家屋等の解体・撤去			
	3-4-1	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲
	3-4-2	災害援護資金の貸付 ※2-4-2 参照	○	○	○
	3-4-3	家屋が全壊・半壊・一部損壊された方への市営住宅の提供	受付終了		
	3-4-4	民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供	○	○	▲
新規		ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業	○	○	▲

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模半壊	半壊
	3-4-5	雇用促進住宅の提供	受付終了		
更新	3-4-6	民間賃貸住宅の情報提供			
更新	3-4-7	建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除			
	3-4-8	ひとり親家庭への貸付（住宅） ※3-2-4 参照	○	○	○
更新	3-4-9	住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談	○	○	○
終了	3-4-10	災害ボランティアによる仮設住宅への引越し支援	受付終了		
更新	4-1-1	寝具その他生活必需品の支給	○	○	○
	4-1-2	教科書及び学用品の支給	受付終了		
更新	4-2-1	地震災害ごみについて			
	4-3-1	被災した飲用井戸水の検査			
	4-4-1	介護保険 特定福祉用具の再購入			
	4-4-2	障がい者の福祉用具の再給付			
	4-5-1	消費生活相談			
	4-5-2	こころの健康相談			
	4-5-3	食品に関する衛生相談			
	4-5-4	平成28年熊本地震 学校教育緊急ダイヤル			
	4-5-5	被災者支援無料法律相談窓口			
	4-5-6	よりそいホットライン			
	4-5-7	熊本地震関連法律相談窓口			
	5-1-1	個人市民税の減免			
	5-1-2	固定資産税の減免	○	○	○
	5-1-3	市税の納税の猶予			
	5-1-4	軽自動車税の減免			
更新	5-2-1	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○
更新	5-2-2	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	○	○	○
	5-3-1	水道料金及び下水道使用料の減免等	○	○	○
	5-3-2	農業集落排水処理施設使用料の減免等	○	○	○
	5-4-1	国民健康保険料の減免	○	○	○
	5-4-2	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	○	○	○
	5-4-3	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○
	5-4-4	後期高齢者医療費の一部負担金（窓口負担）の免除	○	○	○
	5-4-5	国民年金保険料の免除	▲	▲	▲
	5-4-6	熊本地震による予防接種費用の償還払いについて			

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模半壊	半壊
	5-5-1	介護保険料の減免	○	○	○
	5-5-2	介護保険サービス利用料の免除	○	○	○
	5-5-3	介護保険 特定福祉用具の再購入 ※4-4-1 参照	/		
	5-6-1	障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除	○	○	○
	5-6-2	障がい者の福祉用具の再給付 ※4-4-2 参照	/		
	5-6-3	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	/		
	5-6-4	障害福祉サービス等の自己負担額の免除	/		
	5-7-1	保育所等保育料の減免	○	○	○
	5-7-2	児童扶養手当の災害特例措置	○	○	○
	5-7-3	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	○	○	○
	5-7-4	公立の児童育成クラブの利用者負担額の減額	○	○	○
	5-7-5	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	○	○	○
	5-7-6	市立幼稚園の保育料の減免	○	○	○
	5-7-7	市立高等学校の授業料の減免	○	○	○
	5-7-8	市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免	○	○	○
	5-7-9	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額	/		
更新	5-7-10	就学援助について	○	▲	▲
新規	5-7-11	「国の教育ローン」の災害特例措置	○	○	○
新規	5-7-12	熊本市奨学生の募集（家計の急変等）	○	○	○
更新	5-8-1	電気料金等の特別措置について（九州電力）	/		
	5-9-1	民事調停の申立手数料の特例措置	/		
	5-9-2	平成28年熊本地震における放送受信料の免除（NHK）	○	○	○
終了	6-1-1	熊本地震災害特別融資制度	受付終了		
新規	6-1-2	平成28年熊本地震特別貸付	/		
新規	6-1-3	保健衛生事務に関する手数料の免除	/		
	6-2-1	震災特例融資制度（農林漁業者向け）	※	※	※
	6-3-1	食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	/		
終了	6-3-2	社会保険労務士による特別労働相談	受付終了		
終了	6-3-3	中小企業診断士による特別経営相談	受付終了		

※については、事業者向け支援であるため、住家被害の対象条件には関係いたしません。